

鎌 総 第 3431 号

平成31年（2019年）2月15日

鎌倉市議会議長

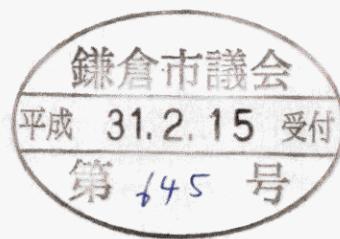
中 村 聰 一 郎 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 14 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (都市整備部 道水路管理課) (行政経営部 公的不動産活用課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 14 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

『市道 029-015 号線上に設置されている工作物（階段）の処置をどうするのか』の質問に対して、平成 29 年文書質問第 2 号答弁書・鎌総第 2819 号で『市道 029-015 号線のあり方を検討してまいります』と答弁、また平成 30 年文書質問第 5 号答弁書・鎌総第 3274 号で『検討を行っています』と答弁しているが、違法状態のまま何の改善もされていない。

この工作物は市道 029-016 号線の上部の土地所有者の行った工事によって設置されたものであるが、この工事は文書質問第 2 号に記載のとおり、その後の上部の土地に家を建設している事からもわかる通り、上部の土地利用の為に防災工事と称して道路工事を行ったものであり、鎌倉市がその為に土地を提供したものである。

その後、この工事を行った上部の土地所有者は鎌倉市に勤務する職員である事が判明したが、これは完全な利益供与でありこの工事を認めたことは問題である。

このことについて説明願いたい。

2 質問の理由

2 回の文書質問の他、平成 29 年 9 月定例会で一般質問をしているがその後何の改善もされていない。この違法状態の是正を早急に対応して頂く為。

3 答弁

当該工作物（階段）が設置されている市道 029-015 号線は、平成 29 年文書質問第 2 号答弁書のとおり、以前は道路としての機能が長い期間失われており、通行者もほとんどいませんでしたが、平成 28 年 10 月頃から、特定の市民が草刈りや地均しを行った結果として当該階段が市道を分断するような状況が顕在化していることから、対応について検討を行っています。

現在、当該市道につきましては、周辺住民から市道の廃止と整備の両方の御意見をいただいており、市としても有効な解決策を見出せない状況です。

通行される方につきましては、市道に並行している水路部分を通行していただくことになり、大変御不便をおかけしておりますが、早期解決に向け引き続き検討をしてまいります。

また、当該防災工事については、市が費用負担を行ったものではなく、あくまでも普通財産の維持管理の向上につながるので工事を認めたものです。工事の結果として所有者が通行できるという利益を得たとしても、事実上誰でも通行できているものであり、法律上の利益供与には当たりません。